

狹山市の部活動の在り方に関する方針

平成31年2月

令和5年3月 改訂

狹山市教育委員会

目 次

狹山市の方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動の方針の策定と公表	2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1) 適切な指導の実施	3
(2) 部活動用指導手引等の活用	4
3 適切な休養日等の設定	5
(1) 休養日及び活動時間	5
(2) 休養日及び活動時間の設定	5
(3) 熱中症事故の防止等について	5
(4) 大会・コンクール等への参加について	6
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	6
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置	6
(2) 地域との連携等	6

狹山市の方針策定の趣旨

学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動が行えるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要がある。

スポーツ庁、及び埼玉県においては、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定した。

そこで、狹山市教育委員会では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則り、「狹山市の部活動の在り方に関する方針」を策定した。この方針は、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針として、各中学校において校長の監督のもと、適切な部活動の推進を図るものである。

この方針は、平成31年4月1日から実施する。

令和5年3月に朝練習について追記し、令和5年4月1日より実施する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

- ア 校長は、「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等を公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- イ 校長は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、教育委員会と連携し、部活動指導員等を積極的に活用する。
なお、部活動指導員等の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に關し教育委員会が研修を行う。
- ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 教育委員会は、部顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

（例）

（ア）殴る、蹴る等。

（イ）社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

（ウ）パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

（エ）セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

（オ）特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよ

う、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、原則として週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、公式戦の行われる時期の週末の活動や週末に連続して計画された大会・コンクール等へ参加するなど、やむを得ない事情がある場合は、校長の判断により、別の適切な時期に休養日を振り替えることができる。）

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉学日は原則として部活動は休養日とする。

ウ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし活動における準備、片付け、会場準備等の時間についてはこの限りではない。

エ 平日における朝練習については原則行わない。ただし、以下の場合については学校長の判断により実施することができる。

（ア）大会・コンクール等に参加する前に調整練習等で活動時間が必要な場合。

- ・大会とは公式戦（学校総合体育大会、新人体育大会兼県民総合スポーツ大会）とする。
- ・コンクール等とは、吹奏楽コンクールやアンサンブルコンテスト等
- ・朝練習が実施できるのは、大会・コンクール等2週間前からとする。

（イ）冬季期間で午後の活動時間が少ない場合。

- ・朝練習ができるのは下校時刻が17時以前（17時を含む）に設定される期間とする。

（2）休養日及び活動時間の設定

ア 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記（1）の基準を踏まえ、教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

イ 教育委員会は、上記ア）に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、ふれあいデーなどの有効的な活用を考え設定する。

（3）熱中症事故の防止等について

「高温が続く気象への対応について」（平成30年7月18日 狹山市教育委員会 事務連絡）でお知らせしたとおり、高温が続く気象状況のときには、活動を制限したり、中止したりする措置を講ずる。それほど高くない気温（25～30℃）でも様々な条件により熱中症が発生することにも留意し、生徒の健康状況を確認しながら適切な対応を行う。

(4) 大会・コンクール等への参加について

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、その他各部活動単位で参加する大会等を精査する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、各学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズを踏まえた活動を行うことができる運動部の設置に努めるものとする。なお文化部についても、同様とする。

(2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 校長は顧問の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化及び科学等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。

ウ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育や、スポーツ、文化及び科学等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記ア、イの取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。